まるわかり輸出目的輸入便宜制度

KITE

インドネシア進出サポート
小野耕司

自己紹介

1975/4～1981/6　ヤマハ㈱入社　インドネシア工場立上支援分野配属

1981/6～1987/3　インドネシア工場生産課長　電子鍵盤楽器の組立生産

1987/3～1995/7　インドネシア工場長　電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化

1995/7～2005/3　帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト

2005/3～現在　ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立

インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家

独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアとの関わりも50年になりました

セミナー要旨

- インドネシア工場で生産された製品を輸出する場合、それに必要な部材を輸入する際の輸入関税、付加価値税、奢侈品税などを免除してもらうために、保税加工区と言う制度を活用することが出来ます。

- しかし、保税加工区の制度を活用するためには、工場の敷地や建物を物理的に隔離する必要があります。

- また、売上総額の50%以上を輸出しなくてはなりません。

- 以上のような条件を満たせなくても輸出用の製品生産に使われる輸入部材の輸入関税、付加価値税、奢侈品税などを免除してもらうために、“輸出目的輸入便宜”（KITE:Kemudahan Impor Tujuan Ekspor）と呼ばれる制度があります。

- このセミナーではKITE制度を活用するための基礎知識を解説します。

目次

1. KITE法律骨子
2. KITEの要点
3. KITE申請の要件
4. KITE申請手続き
5. KITE認定の条件
6. KITE有効期間
7. KITE企業の責任
8. KITE企業に対する監督
9. KITEの凍結
10. KITEの撤回

1. KITE法律骨子

インドネシア共和国財務大臣法律 第149/PMK.04/2022

輸出目的で加工、組立、あるいは組付けられる物品および材料に対する、輸入関税の免除、ならびに付加価値税あるいは奢侈品税の非徴収に関する法律

I. 一般規定
II. 法律の範疇
III. KITE免除便宜の供与
IV. 輸入/納入、免除期間、保証、税関検査、加工、組立、または組付け、ならびに外注
V. 輸出および受け渡し
VI. 物品/材料の処分
VII. 特定理由による関税および租税支払義務の免除
VIII. KITE企業の責任
IX. 監視、評価、監査、および監督
X. 認可の凍結および撤回
XI. 保税加工工場への変更あるいは保税加工区への入居
XII. 輸出品の戻し
XIII. その他の規定
XIV. 法律改変時の移行
XV. 結びの規定
添付資料 各種申請用紙および記入方法

2. KITEの要点

1. **KITE免除とは何か（本セミナーの対象で、以降はKITEとのみ称する）**
   輸出目的で加工、組立、あるいは組付けられる物品および材料に対する、輸入関税の免除、ならびに付加価値税あるいは奢侈品税の非徴収の制度

2. **KITE返還とは何か（本セミナーの対象外）**
   輸出目的で加工、組立、あるいは組付けられる物品および材料に対して支払われた輸入関税を、輸出が実行された後に返還する制度

3. **KITEを利用出来る企業**
   生産品目の全てあるいは一部を輸出する製造会社

4. **KITEを利用出来る物品あるいは材料**
   生産用の直接材料、間接材料、補助材料、ならびに梱包材料

5. **異なる場所での複数の工場でのKITE**
   最大規模の工場が代表で、その地域を管轄する税関当局に申請する

6. **異なる港で輸入した物品のKITE**
   輸入港に関係なくKITEは利用可能

7. **輸入材料は外注企業に直納可能か**
   事前に許可を得ることで可能

8. **輸入から輸出までの期間**
   生産リードタイムが12ヵ月以上の場合を除き、12ヵ月が最長期限

3. KITE申請の要件

1. 製造業であり、加工、組立、あるいは組付け活動をしていること。

2. KITEを活用する場所において、最低3年以上の事業活動を行えることを証明出来ること。

3. 十分な社内管理システムを所有していること。

4. 以下の様な条件を満たす、コンピューターによる在庫管理システムを所有していること。
   a. 税関書類と連携している。
   b. 税関からオンラインでアクセス出来る。
   c. 工程への物品の投入、払出、仕掛、および残高が継続して、直接、あるいは即座に記録出来る。
   d. 法律の規定に沿った報告書を出せるシステムであること。
   e. 物品の記録はコード化されていること。
   f. 会社の保存システムと同じマスターデータを使用していること。

5. 税関当局からオンラインでアクセス出来る監視カメラ（CCTV）で、物品の入荷、保管、出荷、および生産の状態を視れること。

6. 事業許可を既に所有していること。

7. 納税事業者であること。

4. KITE申請手続き

1. 申請手続きはOnline Sigle Submissionのポータルサイトを通じて行う。

2. ポータルサイトを使えない場合は地域の税関当局に書類で申請する。

3. オンラインで申請された内容については、システム上で審査する。

4. システム上での審査された結果、不適格の場合は理由も含めてオンラインで返される。

5. オンラインでの申請が通った場合、システム上で管轄の税関局長に書類の審査および現場の検査が要請され、それらの議事録が発行される。

6. 書類で申請された場合は、管轄の税関局長が書類の審査および現場の検査を行い、それらの議事録が発行される。

7. 書類の審査と現場の検査は以下の点について行われる;
   a. 事業基本番号NIBの有効性
   b. 製造事業許可の有効性
   c. 記載された各種データを証明する条件の信憑性
   d. その他各種条件の有効性

8. 書類審査と現場検査の適正結果は、終了後1時間以内に通告される。

5. KITE認定の条件

1. 製造活動分野ならびに製造工程、物品および材料、そして製品の種類が明確であること。

2. KITEを利用して輸入される物品および材料と、輸出される製品あるいは事業分野との関係が明確であること。

3. 信頼出来るコンピューターベースの在庫管理システムを持っていること。

4. 適切な社内管理システムを持っていること。

5. 保税加工区としての認可から得られる経済的影響を分析していること。

6. 企業あるいは取締役会メンバーまたはコミサリス委員会メンバーに、前科が無いこと。

6. KITE有効期間

1. 材料の輸入から製品の輸出までの制限期間は12ヵ月であるが、以下の場合は税関当局に申請することで延長出来る。

   a. 元々の製造リードタイムが12ヵ月を超える。
   b. 輸出先の顧客から輸出時期の遅延要請があった。
   c. 輸出契約の解約で代替の輸出先を探している。
   d. 輸出数量の変更等で、生産されない材料が残っている。
   e. 自然災害やその他の不可抗力な障害が発生した。

2. 制限期間の延長は1回以上可能であるが、上限は累計24ヵ月とする。

3. 制限期間の延長要請は期限前に行われること。

7. KITE企業の責任

1. KITEで輸入された物品あるいは材料を12ヵ月以内に製品に加工して輸出する。

2. 12ヵ月の期限の30日前にKITEで輸入された物品あるいは材料を製品に加工して輸出したこを所定の書式に従い報告する。

3. 12ヵ月の期限を超えて、輸出向けの製品として加工されなかった物品あるいは材料に対する輸入税、付加価値税、あるいは奢侈品税を納税する。

4. KITE企業はKITEで輸入した物品あるいは材料、それを使い輸出された製品、そして残りの物品あるいは材料が、適正な数量であることを証明しなくてはならない。

8. KITE企業に対する監督

1. 管轄する税関当局は定期的にKITE企業を訪問し、現場ならびに書類を検査し評価する。

2. 評価の結果、輸入税、付加価値税、奢侈品税の支払を請求することが出来る。

3. 管轄する税関当局は定期的にKITE企業を訪問し、外注企業も含めた、KITE対象材料の受入、払出、残高の監査を行う。

4. 監査の結果、輸入税、付加価値税、奢侈品税の支払を請求することが出来る。

5. 管轄する税関当局はKITE企業を訪問し、KITEで輸入された物品ならびに材料を監視することが出来る。

9. KITEの凍結

1. 以下の場合、KITEは凍結される;

   a. 1年間KITEの制度を利用しない。
   b. KITE認定時と異なるデータが発見された。
   c. 規定に従った物品および材料の開梱ならびに保管を行っていない。
   d. 規定に従った外注企業の活用を行っていない。
   e. 規定に従った受入・払出・残高の報告を行わない。
   f. 税関当局からの監督行為に従わない。
   g. 税関当局による監督に必要な書類などを提示しない。
   h. 規定に従った標識を掲載しない。
   i. KITEに相応しい物品および材料の管理が行われていない。
   j. 規定に従った財務諸表などの報告を行わない。
   k. コンピューターによる情報システムを活用しない。
   l. CCTVを利用しない。
   m. 税金、関税、あるいは公課の分野での違法行為が認められた。
   n. 保税加工区への移転、あるいは保税工場へ変更した。

10.KITEの撤回

1. 以下の場合、KITEは撤回される;

   a. KITEでの輸入が無く;
      ① KITEが凍結されてから1年間、物品および材料の残高報告が無い。
      ② KITEが凍結されてから2年間、KITEの延長申請が無い。
   b. KITEが凍結されてから60日間、変更申請などが無い。
   c. 輸入税などの支払が無く、強制支払命令書が発行された。
   d. 税金、関税、あるいは公課の分野での違法行為に対して有罪の判決が下された。
   e. 物品および材料の報告が決裁された後に、保税加工区への移転、あるいは保税工場へ変更した。
   f. 密輸犯罪行為に対して有罪の判決が下された。
   g. KITE企業としての条件を満たさなくなった。
   h. 税関当局による監督の結果、KITE企業としての条件を満たしていないとされた。
   i. KITE撤回が申請された。

2. KITEが撤回された場合は、30日以内に規定に従い輸入税、付加価値税、奢侈品税の支払が義務付けられる。

最新のインドネシア情報はこちらから

インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです
（Googleトップランキング）

インドネシア最新情報ブログ

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています

インドネシア進出サポートウエブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています

ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です